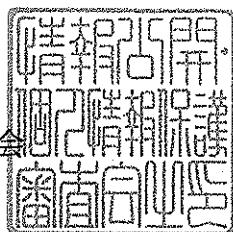


府情個第2106号
平成20年7月9日

レペタ・ローレンス 様

情報公開・個人情報保護審査会



理由説明書等の送付及び意見書又は資料の提出について（通知）

下記1の諮問事件について、別添のとおり、当審査会に諮問庁から提出された理由説明書等の写しを送付いたします。

また、あなたは、下記1の諮問事件について、情報公開・個人情報保護審査会設置法第11条の規定に基づき、当審査会に対し、意見書又は資料を提出することができますが、当審査会において、下記2のとおり提出期限を定めましたので、通知します。

記

1 濟問事件

濟問番号：平成20年（独情）濟問第100号

事件名：平成17年度プロジェクト研究「ゲノム育種による効率的品種育成技術の開発」委託事業実績報告書等の一部開示決定に関する件

2 意見書又は資料の提出期限等

① 提出期限

平成20年7月30日（水）

② 提出方法

任意の様式により作成した書面を、持参するか、郵送又はファックスで情報公開・個人情報保護審査会事務局に提出してください。

また、提出された意見書又は資料は、情報公開・個人情報保護審査会設

置法第13条の規定に基づき閲覧に供することができるので、その適否についてのあなたのお考えを、別紙「提出する意見書又は資料の取扱いについて」に記入し、意見書又は資料に添付してください。

なお、別紙において、諮問庁の閲覧に供することにつき「差支えがない」旨の回答のあった意見書又は資料については、調査審議の効率化、争点の明確化等の観点から、特段の事情のない限り、諮問庁に対し、その写しを交付することとしますので、ご了承願います。

内閣府情報公開・個人情報保護審査会事務局

〒100-0014

東京都千代田区永田町1-11-39

永田町合同庁舎5階

電話 03-5501-1732

FAX 03-3502-0035

(別 紙)

平成 20 年 (独情) 諒問第 100 号

提出する意見書又は資料の取扱いについて

情報公開・個人情報保護審査会 御中

平成 年 月 日

(氏名)

この度情報公開・個人情報保護審査会に提出する意見書又は資料を、
情報公開・個人情報保護審査会設置法第 13 条の規定に基づき、 諒問
庁の閲覧に供することは、

差支えがない。

適当ではない。

(適当ではない理由)



諒問理由説明書

第1 経緯

本諒問申立は、平成19年12月13日付けで請求のあった法人文書の開示請求（別添法人文書開示請求書参照）に対し、当法人が平成20年2月12日付け文書（19機構B第100901号）により行った法人文書の開示決定（以下「原処分」という。）のうち、下記の点について、法人文書の開示請求者たるレペタ・ローレンス氏から平成20年3月28日付け異議申立書（当法人における受理は、同月31日）により、異議が申し立てられたために、貴審査会に対して諒問をなすものである。

記

1 法人文書の名称等：法人文書3

なお、法人文書3とは、下記の作成者による全ての実験ノート、あるいは実験野帳、フィールドノート、実験記録、実験日誌、研究ノート、ラボノート、ラボラトリ一記録、業務日誌、実験ファイル、実験ホルダーなどその他の名称のいかんを問わず実験の生データ（raw data）を記録したすべての書類（アナログデータ及びデジタルデータ）

記

ア 川田 元滋 氏
イ 矢頭 治 氏
ウ 平八重一之 氏
エ 大島 正弘 氏

以上

決定区分：不開示

2 法人文書の名称等：

法人文書2のうち、文書4（平成17年度プロジェクト研究『ゲノム育種による効率的品種育成技術の開発』委託事業実績報告書）及び文書5（平成18年度プロジェクト研究『ゲノム育種による効率的品種育成技術の開発』委託事業実績報告書）

決定区分：部分開示

当法人としては、以下詳細する理由から、原処分は、適法・適正なものであり、維持されるべきであると思料する。

第2 法人文書3について

1 総論

1) 当法人は、法人文書3については、そもそも独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号。以下「法」という。）第2条第2項が定める「法人文書」に該当しないものであり、仮に「法人文書」に該当するものが含まれているとしても、法第5条第4号亦及び同号ニに該当することから、不開示とすることが相当であると判断した。

そして、「法人文書」に該当しない場合は、法人文書開示請求の対象外であるた

め、原処分においては、仮に「法人文書」に該当した場合の取扱いである法第5条第4号ホ及び同号ニへの該当性のみを述べたものである。

2) 当法人は、本件異議申立てを受け、再度、原処分の是非について検討したが、法人文書3はそもそも法第2条第2項が定める「法人文書」に該当せず、仮に法第2条第2項が定める「法人文書」に該当したとしても、法人文書3に記載された情報は、第5条第4号ホ及び同号ニが定める不開示情報に該当するとの判断を変更すべき理由は存在しなかった。

したがって、法人文書3を不開示とした当法人の原処分は適法・適正なものであり、原処分は維持されるべきである。以下詳述する。

2 法人文書3は、組織共用文書ではなく、法第2条第2項が定める「法人文書」に該当しないことについて

1) 総論

法人文書3は、以下に述べるとおり、研究者個人が使用するために作成された文書であり、当法人が組織的に用いるために作成された文書ではないため、法第2条第2項が定める「法人文書」に該当しない。

したがって、法人文書3は、そもそも法人文書開示請求の対象とはならず、法人文書3を不開示とした当法人の原処分は適法・適正なものであり、原処分は維持されるべきである。

2) 法第2条第2項が定める「法人文書」の定義について

(1) 法第2条第2項は、

「この法律において『法人文書』とは、独立行政法人の役員等又は職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、当該独立行政法人等の役員又は職員が組織的に用いるものとして、当該独立行政法人等が保有しているものをいう。」

と規定する。

(2) そして、「職員が組織的に用いるものとして、独立行政法人等が保有しているもの」とは、

「作成又は取得に関与した職員個人の段階のものではなく、組織としての共用文書の実質を備えた状態、すなわち、当該独立行政法人等の組織において業務上必要なものとして利用・保存されている状態のもの」

を意味する（松井茂記著「情報公開法」第2版82頁）。

(3) すなわち、法人文書3が、「作成又は取得に関与した職員個人の段階のものではなく、組織としての共用文書の実質を備えた状態、すなわち、当該独立行政法人等の組織において業務上必要なものとして利用・保存されている状態のもの」に該当しない場合には、法人文書3は、法第2条第2項が定める「法人文書」に該当しないこととなる。

3) 法人文書3が「法人文書」に該当しないことについて

(1) 法人文書3は、研究者各自が行なった実験や研究の情報が記載されているが、これは、研究者自身の思考を整理するためや、研究者自身の記憶を補完するためなどになされたものであり、いわば、研究者自身のメモ書きである。

すなわち、法人文書3は、あくまで研究者自身が個人的に使用するために作成

したものであり、当法人において業務上必要なものとして利用・保存されているものではない。

つまりは、法人文書3は、組織としての共用文書の実質を備えていない。

(2) したがって、法人文書3は、

「作成又は取得に関与した職員個人の段階のものではなく、組織としての共用文書の実質を備えた状態、すなわち、当該独立行政法人等の組織において業務上必要なものとして利用・保存されている状態のもの」

とはいはず、法第2条第2項が定める「法人文書」に該当しない。

4) 結論

以上より、法人文書3は、法第2条第2項が定める「法人文書」に該当せず、本件法人文書開示請求の対象とならないのであるから、法人文書3を不開示とした当法人の原処分は適法・適正なものであり、原処分は維持されるべきである。

3 民事訴訟法第220条第4号ニとの均衡上も、法人文書3を不開示とする解釈が支持されるべきことについて

1) 総論

民事訴訟法（平成8年法律第109号）第220条は、民事訴訟において証拠として提出すべき文書に関する文書提出命令を規定するが、同条第4号ニは、「専ら文書の所持者の利用に供するための文書」について、例外的に文書提出義務を免除している。

仮に、独立行政法人が、法人文書開示請求によって「専ら文書の所持者の利用に供するための文書」を開示しなくてはならないとする、民事訴訟においてすら提出拒否が認められている「自己使用目的文書」の開示が強制されることとなるが、かような不均衡の事態を法が許容しているとは到底考えられず、この点からも、法人文書3を不開示とする解釈が支持されるべきことは当然である。

このような法体系全体を踏まえた解釈均衡上も、「専ら文書の所持者の利用に供するための文書」は、法人文書開示請求の対象たる「法人文書」に該当すると解すべきではない。

したがって、法人文書3を不開示とした当法人の原処分は適法・適正なものであり、原処分は維持されるべきである。

以下、詳述する。

2) 民事訴訟法第220条第4号ニについて

民事訴訟は、私人間の法律関係に係る紛争を解決するための手続きであるが、私人間の法律関係が複雑、かつ、高度なものに変化することに伴って、情報が媒体の上に固定された文書の証拠方法としての意義が高まってきたために、民事訴訟法は、文書提出義務を一般的義務とする（同法第220条第4号）とともに、文書提出に関する詳細な制度を定めた（同法第223条等）。

もっとも、かように文書提出義務を一般的義務とし、文書提出に関する詳細な制度を定めた民事訴訟法においても、「専ら文書の所持者の利用に供するための文書」については、文書提出義務がないとされている（同法第220条第4号ニ）。

これは、「専ら文書の所持者の利用に供するための文書」について文書提出義務を認めることは、プライバシーや自由な意思の形成の侵害性が重篤であると考えられたため、プライバシーや意思形成の自由を、紛争解決や真実発見といった民事訴訟の目的より優先させたものである。

3) 民事訴訟法第220条第4号ニと法人文書開示請求の関係について

(1) 仮に、法人文書開示請求手続き上、「専ら文書の所持者の利用に供するための文書」について独立行政法人が開示を強制されるとすることは、プライバシーや意思形成の自由を民事訴訟の目的よりも高い価値があるとして、「専ら文書の所持者の利用に供するための文書」については提出義務を課さないとした民事訴訟法220条第4号ニと根底から矛盾を来し、法制度全体の整合を破壊する結果を招来することとなる。

そして、

① 民事訴訟が私人間の権利義務関係に係る紛争の解決という重大な事柄について判断する手続きであること

② 民事訴訟法が文書提出に関して緻密な検討をした上で、裁判所の関与を含む文書提出に関する詳細な規定を設けていること

からすると、民事訴訟法に定められた文書提出に係る規律は、他の法令の解釈においても最大限に尊重されるべきである。

したがって、民事訴訟法上、文書提出義務が排除されている「専ら文書の所持者の利用に供するための文書」については、法人文書開示請求手続き上も開示が強制される対象とはならないと解すべきである。

(2) また、プライバシーや自由な意思形成を保護する必要性は、民事訴訟の場合であっても、法人文書開示請求の場合であっても変わりはない。

(3) 以上から、民事訴訟法第220条第4号ニによって文書提出義務が免除されている「専ら文書の所持者の利用に供するための文書」については、法人文書開示請求の対象である「法人文書」には該当しないものと解すべきである。

4) 法人文書3が「専ら文書の所持者の利用に供するための文書」に該当することについて

(1) 法人文書3は、当法人が業務として行なっている研究・実験に関する文書であり、かつ、当法人の審議、検討及び内部決定等に利用することのみを目的として作成されたものであることから、当法人外部にて使用することは本来的に予定されていない。

すなわち、法人文書3は、専ら当法人内で使用するために作成されたものである。

(2) したがって、法人文書3は、「専ら文書の所持者の利用に供するための文書」に該当する。

5) 法人文書3の開示が強制されると、当法人のプライバシー（機密情報）や当法人の自由な意思形成を侵害することについて

(1) 後述するように、法人文書3は、当法人の事業の一環として行なわれた遺伝子組換えイネに関する実験・研究などの情報が記載されているが、万が一、法人文書3が法人文書開示請求の対象となり開示することが強制されるとなると、遺伝子組換え技術競争が世界的に激化している中、当法人が莫大な時間と資金を投入して取得した実験・研究の成果（遺伝子組換えのような最先端科学の実験においては、実験結果のみならず実験対象や実験方法等の情報そのものが一つの重要な成果である）が、第三者に知られてしまうこととなる。

(2) また、遺伝子組換えイネの研究のような最先端科学の研究においては、未知な部分が多く、当該研究に関する当法人の見解・意見を決定するためには、各研究者が自らの見解・意見を自由に発言し、活発な議論・検討・検証をすることが必

要不可欠である。

万が一、法人文書3が法人文書開示請求の対象となり、開示が強制されるとなると、十分な検討・検証がなされていない段階での各研究者の個人の意見が世間に発表されることとなる。

そうすると、各研究者は発言をすることに慎重になり、場合によっては発言 자체を行なわなくなるなどの萎縮効果が生じるおそれがあり、今後の研究に多大なる支障を来す。

以上のように、法人文書3を法人文書開示請求の対象であると解釈し、開示することを強制すると、各研究者が自由に自らの意見を発言できなくなり、その結果、当法人の自由な意思形成に重大な障害が生じることとなる。

6) 結論

以上より、法人文書3は、「専ら文書の所持者の利用に供するための文書」に該当するため、法人文書開示請求の対象である「法人文書」には該当しない。

したがって、法人文書3を不開示とした当法人の原処分は適法・適正なものであり、原処分は維持されるべきである。

4 法第5条第4号ホに該当することについて

1) 法第5条第4号ホは、「独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれがあるもの」は、不開示情報に該当すると規定する。

すなわち、法人文書3に、

- (1) 「独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報」であり、かつ
- (2) 「公にすることにより、調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれがあるもの」

に該当する情報が記載されている場合、法第5条第4号ホの規定に基づき、当該文書を不開示とすることができます。

以下、法人文書3が法第5条第4号ホに該当することにつき詳述する。

2) 法人文書3に記載された情報が「独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報」に該当することについて

(1) 当法人の事業（別添「資料1」参照）

① 当法人は、農業及び食品産業に関する技術上の試験及び研究等を行うことにより、農業及び食品産業に関する技術の向上に寄与するとともに、民間等において行われる生物系特定産業技術に関する試験及び研究の促進に関する業務を行うことにより、生物系特定産業技術の高度化を担い、また、近代的な農業経営に関する学理及び技術の教授を行うことにより、農業を担う人材の育成を図り、さらに、農業機械化の促進に資するための農機具の改良に関する試験及び研究を行う独立行政法人である。

② 当法人が重点的に行っている研究には、以下のもの等がある。

ア 農業技術の革新のための基礎的な技術の開発と本州中央地域（関東・東海・北陸の農業の発展に役立つ技術の開発（温暖地における油糧作物を導入したバイオマス資源地域循環システムの構築、フィールドサーバの高機能化と農作物栽培管理支援技術の開発等）

イ 稲、麦、大豆、サツマイモなどの品種改良とそれらを支える基礎的研究や栽培技術・品質に関する新技術の開発（めん用小麦品種の育成と品質安定化

- 技術の開発、稻病虫害抵抗性同質遺伝子系統群の選抜と有用QTL遺伝子集積のための選抜マーカーの開発等)
- ウ 果樹・果実について、育種・栽培・病害虫防除・品質・流通利用等に関する技術開発とこれを支える基礎的・基盤的研究
- エ 野菜、茶、花きの育種、栽培、環境負荷低減、流通・利用等の技術開発につながる基礎的・基盤的研究
- オ 良質で健全な畜産物の生産性の向上と畜産資源の有効利用・自給率向上を目指した、飼料生産から畜産生産及び排泄物の処理・利用に至る畜産総合研究
- カ 農業の生産基盤や農村生活環境の整備・管理、農地・農業用水等の地域資源の保全管理及び農業・農村の多面的機能の発揮のための技術などの農村の振興に必要な研究
- キ 食と健康の科学的解析、食料の安全性確保と革新的な流通・加工技術の開発などの基礎的・基盤的研究
- ③ このように、当法人は、農作物、食品等に関する様々な研究を事業として行っているが、その事業の一環として遺伝子組換え作物の研究を行っている。
- ④ そして、遺伝子組換え作物の研究は、総合科学技術会議（内閣総理大臣を議長とする科学技術政策の最高機関）でも重点化され、食料・農業・農村基本計画においては総合的かつ計画的に講ずるべき施策として位置づけられ、また、農林水産研究基本計画の中で、「遺伝子組換え技術の実用化に向けた新形質付与技術の開発」が明確に示されていることからも分かるとおり、国が推進する国家プロジェクトの一つであるところ、当法人も農林水産省所管の独立行政法人として、遺伝子組換え作物の研究の一翼を担っているのである。

(2) 法人文書3の記載について

法人文書3には、当法人における前記事業の一環として、良食味で複合病害抵抗性をもつ水稻を育成するため、水稻品種「どんごい」にアブラナ科の野菜カラシナの遺伝子を導入した組換えイネの特性を調査することを目的として行われた実験に関する情報が記載されている。具体的には、「ディフェンシン遺伝子を導入した組換えイネ系統の屋内栽培実験」及び「カラシナ由来の抗菌性タンパク質をもつ複合耐病性イネ系統の隔離圃場栽培実験」に関する情報が記載されている。

(3) 小括

以上により、法人文書3に記載された情報は、「独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報」に該当する。

3) 法人文書3に記載された情報が「公にすることにより、調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれがあるもの」に該当することについて

(1) 「調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ」の定義

- ① 法第5条第4号ホと同内容の規定である行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）第5条第6号ハが、「調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれがあるもの」を不開示情報とした趣旨について、東京地方裁判所平成16年12月24日判決は、「調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれがあるもの（同号ハ）の有無は、その事務又は事業の目的、その目的達成のための

手法等に応じて判断されるべきである。情報公開法第5条第6号ハの趣旨は、国の機関又は地方公共団体が行う調査研究の成果については、社会、国民等にあまねく還元することが原則であるが、成果を上げるために、従事する職員が、その発想、創意工夫等を最大限發揮できるようにすることが重要であり、調査研究に関する事務の中には、（1）知的財産権に関する情報、調査研究の途中段階の情報などで、一定の期日以前に公にすることにより成果を広く国民に適正に提供する目的を損ね、特定の者に不当な利益や不利益を及ぼすおそれがあるもの、（2）試行錯誤の段階のものについて、公にすることにより、自由な発想、創意工夫や研究意欲が不当に妨げられ、減退するなど、能率的な遂行を不当に阻害するおそれがある場合があるため、このような情報を不開示情報としたものであると解される。」との判断を示している（別添「資料2」参照）。

- ②これを受けて、法務省、人事院、独立行政法人国立環境研究所等は、当該判断をそれぞれの情報公開基準に援用している。
- ③したがって、「調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ」とは、

「試行錯誤の段階の情報で、公にすることにより、自由な発想、創意工夫や研究意欲が不当に妨げられ、減退するなど、能率的な遂行を不当に阻害するおそれ」

のことをいう。

- (2)法人文書3に記載された情報が「試行錯誤の段階の情報で、公にすることにより、自由な発想、創意工夫や研究意欲が不当に妨げられ、減退するなど、能率的な遂行を不当に阻害するおそれがあるもの」に該当することについて

- ①法人文書3に記載された情報が「試行錯誤の段階の情報」に該当することについて

ア 法人文書3に記載された情報は、当法人としての最終的かつ統一的な見解やその根拠となるデータとして公表されているものも含まれるが、むしろその大半は、試行錯誤の段階の実験の内容や結果、それに対する研究者や関係者の見解が記載されており、これらは、事後の検討の結果、不採用となり、あるいは修正されたものである。

イ したがって、法人文書3に記載された情報は、「試行錯誤の段階の情報」に該当する。

- ②法人文書3に記載された情報が「公にすることにより、自由な発想、創意工夫や研究意欲が不当に妨げられ、減退するなど、能率的な遂行を不当に阻害するおそれがある情報」に該当することについて

ア 実験ノート一般の性質について

一般に、本件法人文書3のように実験ノート等の生データを記載した書類（以下「実験ノート」という。）は、単に生データのみを記録したデータ集ではなく、研究者が研究の着想、仮説、さらには試行錯誤段階から本格実施数段階までの様々な実験方法や結果、それに対する考察、見解、関係者との意見交換のメモなどを、隨時、自由な様式でノートや電子媒体などに記載、記録したものである。

実験ノートは、研究者にとっては、実験活動を整理するとともに、次のテーマ設定等に役立つほか、組織にとっても、多くの研究者の研究活動を総括する上での基本的な資料としての意味をもつ。

さらに、実験ノートに記載された着想や実験データは、特許や品種登録など知的財産のベースになるほか、共同研究相手に対して寄与度を請求するための

根拠や秘密漏洩、研究成果の捏造問題が生じたときの自らの正当性を証明する資料となる。

このように、実験ノートは、研究者独自の研究の着想、仮説、実験方法が記載されており、また、知的財産権に発展する可能性のある情報を含有している。

イ 本件法人文書3に記載された情報の性質について

A 前記のとおり、法人文書3に記載された情報は、「ディフェンシン遺伝子を導入した組み換えイネ系統の屋内栽培実験」及び「カラシナ由来の抗菌性タンパク質をもつ複合耐病性イネ系統の隔離圃場栽培実験」に関するものであるが、これらの実験は、最先端の研究に基づく実験であるという性質上、事前に実験対象や最良の実験方法を予測しておくことにも限界があり、各々の研究者が、それぞれ、創意工夫して最良の実験方法等を試行錯誤しながら、研究・実験を遂行している。

すなわち、法人文書3に記載された情報は、各々の研究者が独自な視点や自由な発想に基づいて創意工夫した実験方法等を駆使して得られた情報であり、法人文書3に記載された情報には、研究の独創性や独自性・着眼点などのアイディアが生命である研究者のプライオリティ等に相当する部分が含まれている。

B また、遺伝子組換え作物の研究が、多国籍企業の支援を背景に、ベルギー、韓国、オーストラリア等の研究機関において凌ぎを削る国際競争が展開されているなど、遺伝子特許を巡る国際競争は熾烈を極めており、世界中の研究機関において日々遺伝子研究・実験が行われている。かような世界情勢の下で、法人文書3に記載された情報が公開されると、当法人が莫大な費用と時間をかけて辿り着いた実験結果を競争相手に奪取される可能性が極めて高い。

以上から、法人文書3に記載された情報が公にされると、他の研究者等の競争相手等に情報が知られてしまい、研究者のプライオリティ等は失われてしまう結果を招くことになり、研究者の研究意欲は著しく減退し、能率的な遂行を不当に阻害されることはある。

C さらに、法人文書3に記載された情報の中には、後に知的財産権に発展する可能性のある情報も含まれているが、これらの情報について守秘義務を規定せず公知にすると新規性喪失事由に該当し、以後、知的財産として申請できなくなる事態を招来することとなり、この点からも法人文書3に記載された情報を公にすることは、研究者の研究意欲を不当に妨げ、減退するなど、能率的な遂行を不当に阻害することとなる。

ウ したがって、法人文書3に記載された情報は、「公にすることにより、自由な発想、創意工夫や研究意欲が不当に妨げられ、減退するなど、能率的な遂行を不当に阻害するおそれがある情報」に該当する。

③ 以上より、法人文書3に記載された情報は、「試行錯誤の段階の情報で、公にすることにより、自由な発想、創意工夫や研究意欲が不当に妨げられ、減退するなど、能率的な遂行を不当に阻害するおそれがあるもの」に該当する。

(3) 小括

以上より、法人文書3に記載された情報は、「公にすることにより、調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれがあるもの」に該当する。

4) 結論

以上のとおり、法人文書3は、法第5条第4号ホが定める「独立行政法人が行う

事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、調査研究に係る事務に
関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれがあるもの」に該当する。

したがって、法人文書3を不開示とした当法人の原処分は適法・適正なものであ
り、原処分は維持されるべきである。

5 法第5条第4号ニに該当することについて

1) 緒論

(1) 法第5条第4号ニは、「国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独
立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、契
約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地
方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれが
あるもの」が不開示情報に該当すると規定する。

(2) すなわち、法人文書3に記載されている情報が、

- ① 「独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報」であり、かつ
- ② 公にすることにより、契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政
法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者として
の地位を不当に害するおそれがあるもの

に該当する情報が記載されている場合、法第5条第4号ニの規定に基づき、当該
文書を不開示とすることができます。

(3) 以下、法人文書3が、法第5条第4号ニに該当することにつき詳述する。

2) 法人文書3に記載された情報が「独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報」 に該当することについて

(1) 前述のように、法人文書3に記載された情報は、当法人の事業に関する情報に
関する情報に該当する。

(2) したがって、法人文書3に記載されている情報は、「独立行政法人が行う事務
又は事業に関する情報」に該当する。

3) 法人文書3に記載された情報が「公にすることにより、契約、交渉又は争訟に係 る事務に関し、独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害す るおそれがあるもの」に該当することについて

(1) 開示請求対象文書につき法第5条第4号ニと同一規定である東京都情報公開條
例第7条第6号口該当性が問題となった事案について、東京都情報公開審査会は、
下記のように答申する（東京都情報公開審査会の答申第189号。別添「資料3」
参照）。

記

① 「争訟に係る事務に関し、独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての
地位を不当に害するおそれ」を非開示情報の例示として挙げている趣旨は、利
害対立関係にある争訟においては、当事者は、訴訟手続きの中において訴訟法
の定める手続きにしたがって攻防を尽くすべきものであって、その手続き外に
おいて、相手方当事者に対し証拠関係や争訟方針に関する情報についての手の
内を明かす義務を課すことは、争訟法の理念に反し、争訟当事者としての地位
を不当に害することになるという理由に基づくものである。

② 本件対象公文書について検討すると、これらは、証拠書類のほか、本件訴訟
事件に関する取扱いの経過、今後の対応方針及び調査結果等が記載された文書
であることから、そのすべてが本件訴訟に関する文書であり、まさに「訴訟に

関する当事者の手の内」が示されている情報であると認められる。

- ③ 本件開示請求に係る訴訟事件〇〇は、現在も東京高裁において係属している案件であり、当事者の対立関係が発生しているものであることから、これら情報が公開された場合には、争訟の相手方の訴訟資料となることも十分予想され、今後の争訟遂行上著しい支障を及ぼすおそれがあるほか、訴訟法の理念に反し当事者としての地位を不当に害することになる。
- ④ したがって、東京都情報公開条例第7条第6号口に該当すると認められる。
- (2) したがって、東京都情報公開条例第7条第6号口と同一内容の法第5条第4号ニが規定する「独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、契約、交渉又は争訟に係る事務に關し、独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ」がある情報とは、前記答申内容と同様、
- ① 現在裁判所に係属している訴訟に関する、証拠書類、そのほか訴訟事件に関する取扱いの経過、今後の対応方針及び調査結果等が記載された文書など「訴訟に関する当事者の手の内」が示されている情報であり、
- ② 情報が公開されると争訟の相手方の訴訟資料となることが予想されるなど、今後の争訟遂行上著しい支障を及ぼすおそれがあるほか、訴訟法の理念に反し当事者としての地位を不当に害する情報と解するのが相当である。
- (3) 法人文書3に「現在裁判所に係属している訴訟に関する、証拠書類、そのほか訴訟事件に関する取扱いの経過、今後の対応方針及び調査結果等が記載された文書など「訴訟に関する当事者の手の内」が示されている情報」が記載されていることについて
- ① 訴訟継続中であることについて（別添「資料4」参照）
- ア 現在、新潟地方裁判所高田支部において、当法人に対し「独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構は、平成18年4月から北陸研究センターに付設された高田圃場において予定しているカラシナ由来のディフェンシン遺伝子を挿入したイネの実験栽培をしてはならない」旨の判決を求める訴訟（以下「本件訴訟」という。）が提起されている。
- イ なお、本件訴訟における原告らと同一人物らは、本件訴訟提起前年の平成17年にも、前記内容を求める旨の仮処分申立を行つており、当該仮処分事件は、平成18年1月16日に、最高裁判所において申立を全て棄却する旨の決定がなされるまで係属している。
- ウ このように、本件訴訟は、一度、仮処分事件として最高裁まで争われた内容について、改めて提起されたという経緯があるなど、訴訟当事者における利害関係は極めて対立している。
- ② 法人文書3に「今後の対応方針及び調査結果等」が記載されていることについて
- ア 法人文書3には、「平成17年度及び平成18年度に実施されたカラシナ由来の抗菌性タンパク質をもつ複合耐病性イネ系統の隔離圃場栽培実験」に関する具体的な実験方法、実験結果等の内容が詳細に記載されている。
- イ 当該情報は、原告が本件訴訟において実験禁止を求めている「平成18年4月から北陸研究センターに付設された高田圃場において予定しているカラシナ由来のディフェンシン遺伝子を挿入したイネの実験栽培」に関する情報であり、まさに本件訴訟における争点そのものが記載された情報に該当する。

③ 小括

したがって、法人文書3に記載された情報は、本件訴訟の訴訟資料及び調査結果等が記載された文書など「訴訟に関する当事者の手の内」が示されている情報に該当する。

- (4) 法人文書3に記載された情報が「情報が公開されると争訟の相手方の訴訟資料となることが予想されるなど、今後の争訟遂行上著しい支障を及ぼすおそれがあるほか、訴訟法の理念に反し当事者としての地位を不当に害する情報」に該当することについて

① 総論

以下詳述するように、

ア 法人文書3に記載された情報は、公開されると本件訴訟の原告らに手交され、相手方の訴訟資料となる高度の蓋然性が認められること

イ 法人文書3に記載された情報は、当法人の最終的かつ統一的見解ではないにもかかわらず、法人文書3に記載された情報が開示されると、本件訴訟において、当法人の争訟遂行上著しい支障を及ぼす危険があること

ウ 法人文書3に記載された情報を本件法人文書開示請求に基づいて本件訴訟の原告らが得ることは、訴訟法の理念に反し、当法人の当事者としての地位を不当に害すること

から、法人文書3に記載された情報は、「情報が公開されると争訟の相手方の訴訟資料となることが予想されるなど、今後の争訟遂行上著しい支障を及ぼすおそれがあるほか、訴訟法の理念に反し当事者としての地位を不当に害する情報」に該当する。以下詳述することとする。

- ② 法人文書3に記載された情報は、公開されると本件訴訟の原告らに手交され、相手方の訴訟資料となる高度の蓋然性が認められることについて

ア 総則

以下詳述するように、本件では、

A 法人文書3に記載された情報が本件訴訟に密接に関連する情報であること

B 本件情報開示の請求者兼異議申立人たるレベタ・ローレンス氏（以下「本件請求者」という。）と本件訴訟の原告代理人との間に交流があり、かつ、本件請求者が本件訴訟に関して原告らを支持していること

C 本件訴訟の準備書面と本件法人文書開示請求書に同一の特徴的な記載がなされていること

の各事実が存在し、当該各事実からすると本件法人文書開示請求は本件訴訟に関連して請求された可能性が高く、法人文書3に記載された情報が公開されると、本件訴訟の原告らに手交され、相手方の訴訟資料となる高度の蓋然性が認められる。

イ 法人文書3に記載された情報が本件訴訟に密接に関連する情報であることについて

A 本件訴訟で争点となっているのは、「カラシナ由来のディフェンシン遺伝子を挿入したイネの実験栽培」の是非であるが、法人文書3に記載された情報は、「カラシナ由来の抗菌性タンパク質をもつ複合耐病性イネ系統の隔離圃場栽培実験」に関する情報であり、まさしく本件訴訟の争点そのものの情報であり、本件訴訟と密接に関連している。

また、「1998年より開始されたディフェンシン遺伝子を導入した組換えイネ系統の屋内栽培実験」とは、隔離圃場栽培実験の前提として

その安全性を確かめるために行われた実験であり、隔離圃場栽培実験とは密接不可分の関係にある。

B 以上により、法人文書3に記載された情報は、本件訴訟と密接に関連する。

ウ 本件請求者と本件訴訟の原告代理人との繋がりについて

A 本件請求者の国際交流基金日米センターに対する2006年10月付け寄稿文「食品安全対策と市民の声」の中に下記の記載がある（別添「資料5」参照）。

記

「ほんの数週間前、新潟で遺伝子組み換え稲を巡る同種の訴訟に関わっているというある日本人弁護士とも話した。何が食糧供給への本当の脅威なのだろうか。遺伝子組み換え生物による自然界の汚染を防ぐには、どんな対策をとるべきなのだろうか」

B 本件訴訟は、まさしく新潟で提起されている遺伝子組換えイネを巡る訴訟であり、上記寄稿文記載の「新潟で遺伝子組み換え稲を巡る同種の訴訟に関わっているというある日本人弁護士」とは、本件訴訟の原告代理人弁護士であることは明らかである。また、本件請求者は、「何が食糧供給への本当の脅威なのだろうか。遺伝子組み換え生物による自然界の汚染を防ぐには、どんな対策をとるべきなのだろうか」と述べており、遺伝子組換え生物について批判的な立場を取り、本件訴訟に関し原告らを支持している。

C 以上より、本件請求者と本件訴訟の原告代理人とは繋がりがあり、かつ、本件請求者が本件訴訟に関して原告らを支持していることは明らかである。

エ 本件訴訟の準備書面と本件法人文書開示請求書に同一の特徴的な記載がなされていることについて

A 本件訴訟の準備書面においては、「第1、」「1、」「(1)、」など、番号の後ろに読点が打たれるという特徴的記載がなされている（挿入別紙※1及び※2参照）。特に、(1)の後ろに読点を打つ表記の仕方（挿入別紙※2参照）は、通常用いられるることは希であり、非常に特徴的な表記である。

B 一方、本件法人文書開示請求書においても、「1、」「(1)、」などと、番号の後ろに読点を打つ表記がなされている（挿入別紙※1及び※2参照）。ここでも、通常使われることが希である(1)の後ろに読点を打つ表記（挿入別紙※2参照）がなされている。

本件訴訟の準備書面

法人文書開示請求書

カニズムについて何も記載がない。言い換えれば、最初に出現した「他の属性」はいかにして出現したのか、そのメカニズムを明らかにされたい。

2、「発生の蓋然性」という項目について

(1)、抗生素耐性菌について、1の問い合わせを明らかにした上で、最初に出現する抗生素耐性菌について、その発生の蓋然性の程度とその根拠を具体的に明らかにされたい。

(2)、ディフェンシン耐性菌について

(1)、発生の蓋然性とは突然変異が起きる蓋然性のことか。もし違うなら、それは何を意味するのか、明らかにされたい。

(2)、発生の蓋然性が「低い」とする根拠を何に置くのか、明らかにされたい。

3、「固性の伝達の仕組」という項目について、ディフェンシン耐性菌では、なにゆえ、DNA分子のコピーにより伝達されるという性質を持たないといえるのか、その根拠を明らかにされたい。

4、「増殖物」という項目について、ディフェンシン耐性菌では、なにゆえ、「ディフェンシンの存在下では、影響を受ける菌の増殖が抑制されて殺滅されている」といえるのか、その根拠を明らかにされたい。

5、「根を起きた伝達の有無」という項目について、ディフェンシン耐性菌では、なにゆえ「根を避けて伝達されることはない」といえるのか、その根拠を明らかにされたい。

第4、交換の可能性の論点

1、被告は『改め分割後、本件回収処理において本件イネの自然交換が生じたとの報告は皆無である』(28頁1行目)と主張するが、被告は、昨年の本実験のあと、「本件回収処理において本件イネの自然交換が生じたかどうか」について、どのような科学的実験をおこなったのか、その具体的な内容を明らかにされたい。

2、被告は、本年度の交換防止策の具体的な内容(段階的実験、時間的実験及び物理的実験の3つについて)を正式に明らかにしていない(22の審議も單なるプランなので実行の決定なのか不明である)。この点について、至急、明らかにされたい。

第5、カルタヘナ防除の論点

原告が、防除害虫(2)で開示した本件の主要な論点のひとつとして、

本件情報公開請求目録での、ディフェンシン遺伝子を導入した組換えイネについての下記の実験に関するすべての情報を含んだ、いずれの記録媒体かのいかんを問わずアナログデータ及びデジタルデータの全体。

記

1. 1998年より開始されたディフェンシン遺伝子を導入した組換えイネ系統の屋内栽培実験
2. 2005年度及び2006年度に実施されたカジシト由来の抗病性タンパク質をもつ複合耐病性イネ系統の腐能圃場栽培実験

以下にその例を挙げるが、これに限らない。

(1)、下記の作成者によるすべての実験ノート、或いは実験原稿、フィールドノート、実験記録、実験日誌、研究ノート、ラボノート、ラボラトリーカード、業務日誌、実験ファイル、実験ホルダなどその他名称のいかんを問わず実験の生データ(raw data)を記録したすべての書類(アナログデータ及びデジタルデータ)。

記

ア、川田元滋 氏

イ、矢頭治 氏

ウ、平八重一 氏

エ、大島正弘 氏

(2)、すべてのレジメ、レポート、報告書などその他の名称のいかんを問わず実験内容を検討し或いは報告するため作成し、請求先で保存されたすべての書類(アナログデータ及びデジタルデータ)

(3)、外部に抗体など試料作成を委託したときに作成したすべての書類(依頼書、依頼内容を記した書類、依頼先に渡した抗原の情報を記載した書類など)

C 以上より、本件訴訟の準備書面と本件法人文書開示請求書には同一の特徴的な表記がなされている。

オ 小括

以上より、

A 法人文書3に記載された情報が本件訴訟と密接に関連していること

B 本件請求者と本件訴訟の原告代理人との間に交流があり、かつ、本件請求者が本件訴訟に関して原告らを支持していること

C 本件訴訟の準備書面と本件法人文書開示請求書に同一の特徴的な記載がなされていること

との各事実が存在することからすると、本件法人文書開示請求が本件訴訟と関連してなされた可能性が高く、法人文書3に記載された情報を開示した場合には、当該情報が本件訴訟の原告らに手交され、訴訟資料となる高度の蓋然性が認められる。

(3) 法人文書3に記載された情報が公開されると当法人の争訟遂行上著しい支障を及ぼすおそれがあることについて

ア 法人文書3は、単に実験結果等の要約が記載されているだけでなく、当該実験結果等に関する研究者の意見・見解等が記載されているが、これらの意見等は、後に当法人内における検討、検証を予定しているものであり、必ずしも当法人としての最終かつ統一的見解として記載されているものではない。

イ このような状況にもかかわらず、本件法人文書開示請求手続きにおいて法人文書3が開示された場合、本件訴訟原告らが本件請求者より法人文書3の交付を受け（法人文書3に記載された情報が開示された場合、当該情報が、本件訴訟の原告らに手交される高度の蓋然性が認められるのは前述のとおり。）、「当法人内における検討、検証を未だ経ておらず、最終かつ統一的見解ではない」研究者の意見をもって、当法人の「最終かつ統一的見解」を示す証拠として本件訴訟にて援用する蓋然性がある（現に、本件訴訟原告らは、当法人職員等が「研究中」と断り書きをして投稿した科学論文等であるにもかかわらず、当該論文等を本件訴訟における証拠として提出し、本件訴訟原告らの主張を裏付ける資料として援用した前歴がある。具体的には、未だ研究中の内容であることを随所に明記している「抗菌蛋白質ディフェンシンの多様な機能特性（川田元滋、黒田秧、田中宥司、著）」を本件訴訟の証拠（甲第3号証）として提出している。）。

ウ 法人文書3が本件訴訟において本件訴訟原告らの主張を裏付けるための資料として提出された場合、当法人とすれば、当該資料は検討検証を経ていないものである旨や当該資料は当法人の最終かつ統一的見解ではない旨の、本来不必要的主張立証を余儀なくされる。

エ 以上より、法人文書3に記載された情報が公開されると、当法人の争訟遂行に著しい支障を来すおそれがある。

(4) 法人文書3の情報が「情報が公開されると争訟の相手方の訴訟資料となることが予想されるなど、訴訟法の理念に反し当事者としての地位を不当に害する情報」に該当することについて

ア 本件情報開示により、法人文書3が本件原告らの訴訟資料になるということは、本件訴訟外における何ら訴訟法の規律が及んでいない制度に基づいて、被告（当法人）の意思と関係なく、法人文書3が本件訴訟に提出される事態を招くことであり、本件訴訟の被告である当法人の攻撃防御方法

の選択肢を不当に狭めることを意味する。

このように訴訟外の訴訟法に基づかない制度により当事者の攻撃防御方法の選択肢を狭めることは、当事者主義を採用し、弁論主義の下、攻撃防衛方法の提出について当事者にイニシアチブを与えた訴訟法の理念に反する。

イ また、利害対立関係にある争訟においては、当事者は、訴訟手続きの中において訴訟法の定める手続きにしたがって攻防を尽くすべきものである。本件法人文書開示請求により、法人文書3を開示しなければならないとすることは、訴訟手続き外において、訴訟法の手続きに関係なく相手方当事者に対し証拠関係や争訟方針に関する情報についての手の内を明かす義務を課すことを意味し、この点においても訴訟法の理念に反することとなる。

ウ したがって、法人文書3に記載された情報は、「情報が公開されると争訟の相手方の訴訟資料となることが予想されるなど、訴訟法の理念に反し当事者としての地位を不当に害する情報」に該当する。

(5) 小括

以上より、法人文書3に記載された情報は、「情報が公開されると争訟の相手方の訴訟資料となることが予想されるなど、今後の争訟遂行上著しい支障を及ぼすおそれがあるほか、訴訟法の理念に反し当事者としての地位を不当に害する情報」に該当する。

4) 結論

以上のとおり、法人文書3は、法第5条4号ニが定める「国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行なう事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれがあるもの」に該当する。

したがって、法人文書3を不開示とした原処分は適法・適正なものであり、原処分は維持されるべきである。

第3 法人文書2のうちの文書4及び文書5（平成17年度及び平成18年度プロジェクト研究「ゲノム育種による効率的品種育種技術の開発」委託事業実績報告書（以下総称して「本件報告書」という。）について

1 本件報告書に記載された情報のうち不開示のものは、法第5条第1号、同条第4号ホ及び同号ニが定める不開示情報に該当する。したがって、部分開示決定をした原処分は適法・適正なものであり、原処分は維持されるべきである。以下詳述することとする。

なお、法人文書2のうちの文書4と文書5は、同じ「ゲノム育種による効率的品種育成技術の開発委託事業実績に関する報告書」の年度違いのものに過ぎず、文書の構成、文書に記載された情報の性質は、同一のものである。

2 不開示部分11、12、14、15、16及び18（以下総称して「本件不開示部分A」という。）が法第5条第4号ホに該当することについて

1) 法第5条第4号ホが定める規範について

前述のように、本件不開示部分Aに記載された情報が

(1) 「独立行政法人が行なう事務又は事業に関する情報」であり、かつ

(2) 「公にすることにより、調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれがあるもの」

に該当する場合には、法第5条第4号ホが定める不開示情報に該当する。

そして、「公にすることにより、調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれがあるもの」とは、

(1) 試行錯誤の段階の情報で、公にすることにより、自由な発想、創意工夫や研究意欲が不当に妨げられ、減退するなど、能率的な遂行を不当に阻害するおそれ」があるもの

のことをいう。

2) 本件不開示部分Aに記載された情報が「独立法人が行なう事務又は事業に関する情報」に該当することについて

(1) 本件報告書は、当法人の事業の一環として行なわれた「ゲノム育種による効率的品種育成技術の開発」に係る文書であり、当然のことながら、そこに記載された情報は、当法人の事業に係る情報である。

(2) したがって、本件不開示部分Aに記載された情報は、「独立行政法人が行なう事務又は事業に関する情報」に該当する。

3) 本件不開示部分Aに記載された情報が「試行錯誤の段階の情報で、公にすることにより、自由な発想、創意工夫や研究意欲が不当に妨げられ、減退するなど、能率的な遂行を不当に阻害するおそれがあるもの」に該当することについて

(1) 本件不開示部分Aに記載された情報が「試行錯誤の段階の情報」に該当することについて

① 本件報告書には「ゲノム育種による効率的品種育成技術の開発」に係る委託事業の実績に関する情報が記載されているが、当該開発は、遺伝子の機能や発現制御機能（ネットワーク）を解明し、我が国の知的財産権の充実強化を図ることにより食料供給力の向上と新技術の創出に資するために行なわれている国家的プロジェクトの一部であり、当該開発で行なわれた実験や研究は、現在も「新農業展開ゲノムプロジェクト」において継続して行なわれている。これらの実験や研究の結果は、今後、様々な審議・検討を経てはじめて成果物となるものである。

② したがって、本件不開示部分Aに記載された情報は、「試行錯誤の段階の情報」に該当する。

(2) 本件不開示部分Aに記載された情報が「公にすることにより、自由な発想、創意工夫や研究意欲が不当に妨げられ、減退するなど、能率的な遂行を不当に阻害するおそれがあるもの」に該当することについて

① 「ゲノム育種による効率的品種育成技術の開発」の性質

ア はじめに

「ゲノム育種による効率的品種育成技術の開発」は、遺伝子組換え作物の研究の一種であるが、前述したように、「遺伝子組換え作物の研究」は総合科学技術会議（内閣総理大臣を議長とする科学技術政策の最高機関）でも重点化されるなど、国が推進する国家プロジェクトの一種である。

すなわち、「ゲノム育種による効率的品種育成技術の開発」は、日本国の国家プロジェクトの一環として行なわれている事業である。

イ ゲノム育種による効率的品種育成技術の開発の趣旨について

「ゲノム育種による効率的品種育成技術の開発」がなされた趣旨は、下記

のとおりである。

記

「我が国は、これまでのイネゲノム研究において、各種の遺伝子単離法を確立し、多数の遺伝子の機能を解明するとともに、遺伝子の機能解明研究の重要な鍵となる研究試料・データを多数蓄積してきている。

遺伝子特許を巡る国際競争が激化する中、重要形質関連遺伝子の機能解明等のイネゲノム研究を着実に進めるとともに、QTL遺伝子（耐病性、多収性、耐冷性などの量的形質に関する遺伝子）の単離の迅速化、コムギ・オオムギ等への応用展開を図ることにより、遺伝子の機能解明、発現制御機構（ネットワーク）解明に集中的に取り組み、我が国の知的財産権の充実・強化を図る。

さらに、これらゲノム情報学的知見を総合し、多様な形質の発現バランスをゲノムレベルで制御する効率的な育種法（ゲノム育種技術）を開発・実証することにより、食料供給力の向上と新産業の創出に資する。」

ウ ゲノム育種による効率的品種育成技術の開発の予算について

平成17年に開始された「ゲノム育種による効率的品種育成技術の開発」は、その後、「アグリゲノム研究」や「新農業展開ゲノムプロジェクトへと引き継がれ、毎年多額の予算措置がなされている（別添「資料6、7、8及び9」参照）。

年 度	名 称	予 算 額
平成17年度	ゲノム育種による効率的品種育成技術の開発	15億8,000万円
平成18年度	同 上	13億3,900万円
平成19年度	アグリゲノム研究	32億3,900万円
平成20年度	新農業展開ゲノムプロジェクト	40億 400万円

エ 小括

以上のように、「ゲノム育種による効率的品種育成技術の開発」は、日本国が、日本国の知的財産権の充実・強化を図ること及びゲノム育種技術を開発・実証することにより、食料供給力の向上と新産業の創出に資することを目的として、多額の予算を付けて取り組んでいる国家プロジェクトである。

そして、同開発で行なわれた実験・研究は、現在でも「新農業展開ゲノムプロジェクト」に引き継がれ、継続中である。

② 本件不開示部分Aに記載された情報の性質

前記のとおり、本件報告書に記載された情報は、「ゲノム育種による効率的品種育成技術の開発」に関するものであるが、上記のように当該開発は日本国の知的財産権の充実・強化を図ること及びゲノム育種技術を開発・実証することにより食料供給力の向上と新産業の創出に資することを目的として、多額の予算措置がなされて取り組んでいる国家プロジェクトである。そして、当該開発に基づく研究・実験は、現在でも「新農業展開ゲノムプロジェクト」に引き継がれ、継続されている。

また、当該開発に基づく研究・実験は、最先端の研究・実験という性質上、事前に実験対象や最良の実験方法を予測しておくことにも限界があり、各々の研究者が、それぞれ、創意工夫して最良の実験方法等を試行錯誤しながら、研究・実験を遂行している。

③ すなわち、本件不開示部分Aに記載された情報は、日本国が国益のために莫大な費用をかけ、かつ、各々の研究者が独自な視点や自由な発想に基づいて創意工夫した実験方法等を駆使して得られた情報であり、本件不開示部分Aに記載された情報には、研究の独創性や独自性・着眼点などのアイデアが生命である研究者のプライオリティ等に相当する部分が含まれている。

また、遺伝子研究という最先端分野においては、確立した実験方法等は存在せず、実験方法や実験機器の情報自体が重要な意味を持つこととなる。

そして、遺伝子特許を巡る国際競争が激化する現状においては、競争相手に研究・実験のために購入した物品の使用目的が知られただけでも、当法人が行なっている研究・実験の内容を解析する重要なヒントを与えることとなり、当法人が多くの時間と費用を割いて辿り着いた最良の実験方法・実験結果を当該競争相手に知られる恐れは極めて高い。

④ このため、本件不開示部分Aの情報が公にされると、他の研究者等の競争相手等に情報が知られてしまい、研究者のプライオリティ等は失われ、また、日本国が莫大な費用と時間をかけて辿り着いた研究・実験成果を他国の競争相手に奪取される可能性は高く、研究者の研究意欲を不当に妨げ、減退するなど能率的な遂行を不当に阻害することとなる。

⑤ また、本件不開示部分Aに記載された情報の中には、後に知的財産に発展する可能性のある情報も含まれているが、これらの情報を守秘義務を規定しないままに公知にすると新規性喪失事由に該当し、以後、当該情報を知的財産として申請できなくなる事態を招来することとなり、この点からも本件不開示部分Aの情報を公にすることは、研究者の研究意欲を不当に妨げ、減退するなど、能率的な遂行を不当に阻害することとなる。

⑥ したがって、本件不開示部分Aに記載された情報は、「公にすることにより、自由な発想、創意工夫や研究意欲が不当に妨げられ、減退するなど、能率的な遂行を不当に阻害するおそれがあるもの」に該当する。

(3) 以上より、本件不開示部分Aに記載された情報は、「試行錯誤の段階の情報で、公にすることにより、自由な発想、創意工夫や研究意欲が不当に妨げられ、減退するなど、能率的な遂行を不当に阻害するおそれがあるもの」に該当する。

4) 結論

以上より、本件不開示部分Aに記載された情報は、法第5条4号ホが定める不開示情報に該当する。

したがって、本件不開示部分Aを不開示とした当法人の原処分は適法・適正なものであり、原処分は維持されるべきである。

3 不開示部分11、14、15及び18（以下「本件不開示部分B」という。）が法第5条第4号ニに該当することについて

1) 法第5条第4号ニについて

(1) 既述したように、本件不開示部分Bに記載された情報が、

- ① 「独立行政法人が行なう事務又は事業に関する情報」であり、かつ
- ② 「公にすることにより、契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行

政法人等又は地方公共団体の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれがあるもの」

に該当する場合には、法第5条第4号ニが定める不開示情報に該当する。

(2) そして、「公にすることにより、契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等又は地方公共団体の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれがあるもの」とは、

① 現在裁判所に係属している訴訟に関する、証拠書類、そのほか訴訟事件に関する取扱いの経過、今後の対応方針及び調査結果等が記載された文書など「訴訟に関する当事者の手の内」が示されている情報であり、

② 情報が公開されると争訟の相手方の訴訟資料となることが予想されるなど、今後の争訟遂行上著しい支障を及ぼすおそれがあるほか、訴訟法の理念に反し当事者としての地位を不当に害する情報のことをいう。

2) 本件不開示部分Bに記載された情報が「独立行政法人が行なう事務又は事業に関する情報」に該当することについて

(1) 既述のように、本件報告書は、当法人の事業の一環として行なわれた「ゲノム育種による効率的品種育成技術の開発」に係る文書であり、当然のことながら、そこに記載された情報は、当法人の事業に係る情報である。

(2) したがって、本件不開示部分Bに記載された情報は、「独立行政法人が行なう事務又は事業に関する情報」に該当する。

3) 本件不開示部分Bに記載された情報が「現在裁判所に係属している訴訟に関する、証拠書類、そのほか訴訟事件に関する取扱いの経過、今後の対応方針及び調査結果等が記載された文書など「訴訟に関する当事者の手の内」が示されている情報」に該当することについて

(1) 訴訟係属中であることについて

前述のように、現在、新潟地方裁判所高田支部において、本件訴訟が提起されているが、本件訴訟は、一度仮処分事件として最高裁判所まで争われた事件であり、訴訟当事者の利害関係は極めて対立している。

(2) 本件不開示部分Bに本件訴訟における証拠書類等が記載されていることについて

① 本件不開示部分Bには、「平成17年度及び平成18年度に実施されたカラシナ由来の抗菌性タンパク質をもつ複合耐病性イネ系統の隔離圃場栽培実験」に関する実験内容やQTL遺伝子解析などのイネゲノム等の実験の結果が記載されている。

② 当該情報は、原告が本件訴訟にて実験禁止を求めている「平成18年4月から北陸研究センターに付設された高田圃場において予定しているカラシナ由来のディフェンシン遺伝子を挿入したイネの実験栽培」に関する情報やイネゲノム研究等の実験の記録が記載されている情報であり、まさに本件訴訟の争点に関する情報である。

(3) したがって、本件不開示部分Bに記載された情報は、訴訟資料及び調査結果等が記載された文書であり、「訴訟に関する当事者の手の内」が示されている情報に該当する。

4) 本件不開示部分Bが「情報が公開されると争訟の相手方の訴訟資料となることが

予想されるなど、今後の争訟遂行上著しい支障を及ぼすおそれがあるほか、訴訟法の理念に反し当事者としての地位を不当に害する情報」に該当することについて

(1) 総論

以下詳述するように、

- ① 本件不開示部分Bに記載された情報は、公開されると本件訴訟の原告らに手交され、相手方の訴訟資料となる高度の蓋然性が認められること
- ② 本件不開示部分Bに記載された情報は、当法人の最終的かつ統一的見解ではないにもかかわらず、本件訴訟に当法人の最終的かつ統一的見解を示す証拠として提出され、当法人の争訟遂行上著しい支障を及ぼす危険があること
- ③ 本件不開示部分Bに記載された情報を本件法人文書開示請求に基づいて本件訴訟の原告らが得ることは、訴訟法の理念に反し、当法人の当事者としての地位を不当に害すること

から、本件不開示部分Bに記載された情報は、「情報が公開されると争訟の相手方の訴訟資料となることが予想されるなど、今後の争訟遂行上著しい支障を及ぼすおそれがあるほか、訴訟法の理念に反し当事者としての地位を不当に害する情報」に該当する。以下詳述することとする。

(2) 本件不開示部分Bに記載された情報は、公開されると本件訴訟の原告らに手交され、相手方の訴訟資料となる高度の蓋然性が認められることについて

上記第2の3-3)-(4)-②で詳述したように、本件法人文書開示請求は、本件訴訟に関連してなされた可能性が高い。

したがって、本件不開示部分Bに記載された情報が開示されると、当該情報が本件訴訟の原告らに手交され、原告らの訴訟資料にされる高度の蓋然性が認められる。

以上より、本件不開示部分Bに記載された情報は、公開されると本件訴訟の原告らに手交され、相手方の訴訟資料となる高度の蓋然性が認められる。

(3) 本件不開示部分Bに記載された情報が公開されると当法人の争訟遂行上著しい支障を及ぼすおそれがあることについて

- ① 本件不開示部分Bは、単に実験結果や研究等の要約が記載されているだけでなく、当該実験結果や研究等に関する研究者の意見・見解等が記載されているが、これらの意見等は、後に当法人内における検討、検証を予定しているものであり、必ずしも当法人としての最終かつ統一的見解として記載されているものではない。
- ② このような状況にもかかわらず、本件法人文書開示請求手続きにおいて本件不開示部分Bに記載された情報が開示された場合、本件訴訟原告らが本件請求者より本件不開示部分Bの交付を受け（本件不開示部分Bに記載された情報が開示された場合、当該情報が、本件訴訟の原告らに手交される高度の蓋然性が認められるのは前述のとおり。）、「当法人内における検討、検証を未だ経ておらず、最終かつ統一的見解ではない」研究者の意見をもって、当法人の「最終かつ統一的見解」として本件訴訟にて援用する蓋然性が高い（現に、本件訴訟原告らは、当法人職員等が「研究中」と断り書きをして投稿した科学論文等であるにもかかわらず、当該論文等を本件訴訟における証拠として提出し、本件訴訟原告らの主張を裏付ける資料として援用した前歴がある。具体的には、未だ研究中の内容であることを随所に明記している「抗菌蛋白質ディフェンシンの多様な機能特性（川田元滋、黒田秧、田中宥司、著）」を本件訴訟の証拠（甲第3号証）として提出している。）。
- ③ 本件不開示部分Bに記載された情報が本件訴訟において本件訴訟原告らの主

張を裏付けるための資料として提出された場合、当法人とすれば、当該資料は検討検証を経ていないものである旨や当該資料は当法人の最終かつ統一的見解ではない旨の、本来不必要的主張立証を余儀なくされる。

⑤ 以上より、本件不開示部分Bに記載された情報が公開されると、当法人の争訟遂行に著しい支障をきたすおそれがある。

(4) 本件不開示部分Bが「情報が公開されると争訟の相手方の訴訟資料となることが予想されるなど、訴訟法の理念に反し当事者としての地位を不当に害する情報」に該当することについて

① 本件法人文書開示請求により、本件不開示部分Bに記載された情報が本件原告らの訴訟資料になるということは、本件訴訟外における何ら訴訟法の規律が及んでいない制度に基づいて、被告（当法人）の意思と関係なく、本件不開示部分Bに記載された情報が本件訴訟に提出される事態を招くことであり、本件訴訟の被告である当法人の攻撃防御方法の選択肢を不当に狭めることを意味する。

このように訴訟外の訴訟法に基づかない制度により当事者の攻撃防御方法の選択肢を狭めることは、当事者主義を採用し、弁論主義の下、攻撃防御方法の提出について当事者にイニシアチブを与えた訴訟法の理念を害する。

② また、利害対立関係にある争訟においては、当事者は、訴訟手続きの中において訴訟法の定める手続きにしたがって攻防を尽くすべきものである。

それにもかかわらず、本件法人文書開示請求により、本件不開示部分Bに記載された情報を開示しなければならないとすることは、訴訟手続き外において、訴訟法の手続きに関係なく相手方当事者に対し証拠関係や争訟方針に関する情報についての手の内を明かす義務を課すことを意味し、この点においても訴訟法の理念を害することとなる。

③ したがって、本件不開示部分Bに記載された情報は、「情報が公開されると争訟の相手方の訴訟資料となることが予想されるなど、訴訟法の理念に反し当事者としての地位を不当に害する情報」に該当する。

(5) 小括

以上より、本件不開示部分Bに記載された情報は、「情報が公開されると争訟の相手方の訴訟資料となることが予想されるなど、今後の争訟遂行上著しい支障を及ぼすおそれがあるほか、訴訟法の理念に反し当事者としての地位を不当に害する情報」に該当する。

5) 結論

以上より、本件不開示部分Bに記載された情報は、法第5条第4号ニが定める不開示情報に該当する。

したがって、本件不開示部分Bを不開示とした当法人の原処分は適法・適正なものであり、原処分は維持されるべきである。

4 不開示部分13及び17（以下「本件不開示部分C」という。）が法第5条第1号に該当することについて

1) 法第5条第1号の規定について

法第5条第1号は、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」が記載された情報を含む法人文書

は、不開示とすることができる旨を規定している。

2) 本件不開示部分Cに記載された情報について

本件不開示部分Cに記載された情報は、QTL遺伝子解析の推進、多様性ゲノム解析研究及びゲノム育種の開発と実証に従事した研究者の、氏名及び当該研究者の所属先が記載されている。

研究所の氏名及び研究者の所属先の情報は、個人に関する情報であり、特定の個人を識別できる情報であることは明白である。

3) 結論

以上より、本件不開示部分Cに記載された情報は、法第5条第1号が定めた不開示情報に該当する。

したがって、本件不開示部分Cを不開示とした当法人の原処分は適法・適正なものであり、原処分は維持されるべきである。

第4 総括

以上より、原処分により、不開示とした情報はいずれも不開示情報に該当するものであり、当法人の原処分は適法・適正なものである。

したがって、原処分は維持されるべきである。

以上